

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年11月13日(2024.11.13)

【公開番号】特開2024-133352(P2024-133352A)

【公開日】令和6年10月1日(2024.10.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-183

【出願番号】特願2024-116969(P2024-116969)

【国際特許分類】

G 10 H 1/32(2006.01)

10

G 10 G 5/00(2006.01)

G 10 B 3/00(2019.01)

【F I】

G 10 H 1/32 Z

G 10 G 5/00

G 10 B 3/00 300

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月1日(2024.11.1)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設置面に当接し、鍵盤楽器を支持する木質部材からなる前側脚部と、  
ペダル装置を固定する金属材料のペダルフレームであって、上側からみた平面視において  
前記鍵盤楽器の後面よりも後側に、少なくとも一部が視認可能なペダルフレームと、  
を備える、

30

鍵盤楽器スタンド。

【請求項2】

前記鍵盤楽器の後面を前記設置面と対向するように配置した状態において、前記ペダルフレームが前記設置面に当接し、前記鍵盤楽器は前記設置面に当接しない、  
請求項1に記載の鍵盤楽器スタンド。

【請求項3】

前記ペダルフレームは、左右のペダルフレームを含み、  
前記鍵盤楽器の後面を前記設置面と対向するように配置した状態において、前記左右のペダルフレームが前記設置面に当接する、  
請求項1に記載の鍵盤楽器スタンド。

40

【請求項4】

前記左右のペダルフレームにおける上端部と中間部が接続する屈曲部近郊の中間部が前記設置面に当接する、  
請求項3に記載の鍵盤楽器スタンド。

【請求項5】

壁際に設置し、後方に傾けて前記鍵盤楽器の後面を壁面に近接させることにより前記ペダルフレームの上端を前記壁面に接触させる場合に、前記鍵盤楽器の後面は前記壁面に接触しない、  
請求項1に記載の鍵盤楽器スタンド。

【請求項6】

50

前記ペダルフレームは、逆台形状に配置される部分を含む、  
請求項 1 に記載の鍵盤楽器スタンド。

**【請求項 7】**

前記ペダル装置は、ペダル装置本体と、設置調整部材と、を含み、  
前記設置調整部材が前記設置面に当接し、前記ペダル装置本体は前記設置面に当接しない

請求項 1 に記載の鍵盤楽器スタンド。

**【請求項 8】**

前記鍵盤楽器を支持し、鍵の配列方向に延在する横架部材と、  
前記横架部材の両端に夫々設けられる連結部材と、  
を含み、

前記連結部材に、前記ペダルフレームが固定されている、  
請求項 1 に記載の鍵盤楽器スタンド。

**【請求項 9】**

請求項 1 乃至 8 の何れかに記載の鍵盤楽器スタンドと、  
前記鍵盤楽器と、  
を備える鍵盤楽器セット。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 0 6

20

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 6】**

本発明の一態様の鍵盤楽器スタンドは、設置面に当接し、鍵盤楽器を支持する木質部材からなる前側脚部と、ペダル装置を固定する金属材料のペダルフレームであって、上側からみた平面視において前記鍵盤楽器の後面よりも後側に、少なくとも一部が視認可能なペダルフレームと、を備える。

30

40

50